

高周波加熱装置システム管理設備の開発試験業務に関わる労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITERプロジェクト部 RF加熱開発グループ

1. 件名

高周波加熱装置システム管理設備の開発試験業務に関する労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、大型トカマク装置の設備の一環である高周波加熱装置システム管理の開発と試験を進めている。

本仕様書は、この開発試験に係る作業及びこれらに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、RF加熱開発グループ（以下「当グループ」という。）所掌の以下の試験装置、作業エリア（放射線管理区域を含む。）にて実施されるものである。

- ① JT-60 高周波加熱装置の設置エリア
- ② JT-60 付属実験棟

具体的な作業は、以下のとおり。

(1) 高周波加熱装置に係る各種開発試験、運転や保守点検作業

当グループが有する高周波加熱装置の開発試験を実施するものである。特にそのシステム管理設備の開発試験を行うに当たり、装置の運転維持管理、各種データの計測作業を行うものである。

- ①高周波加熱装置の運転開始前後の点検作業、装置の運転及び運転データ収集
- ②計測機器（真空、電流電圧、周波数、磁場、温度等）による計測
- ③制御機器の調整作業
- ④試験で取得したデータの整理・電子化作業
- ⑤高周波加熱装置および関連試験装置の不具合発生時、復旧に向けた作業に従事すること。
- ⑥高周波加熱装置および関連装置の運転や保守点検補助作業
- ⑦開発試験、運転や保守点検作業中の周辺の状況確認、監視及び作業記録

(2) 高周波加熱装置開発試験における機器組立作業

当グループが有する高周波加熱装置のシステム管理設備開発試験に必要な機器組立作業・高周波制御回路製作作業を実施する。

- ①試験機器・高周波制御回路組立作業手順の検討及び作業手順書の作成
- ②試験機器・高周波制御回路組立作業
- ③試験用計測機器（真空、電流電圧、周波数、磁場、温度等）・高周波制御回路の据付作業
- ④QST 職員が実施する組立作業工程管理
- ⑤試験装置の不具合発生時、復旧に向けた作業に従事すること。
- ⑥機器組立作業中の周辺の状況確認、監視及び作業記録

(3) 高周波加熱装置開発における設計、図面作成作業

当グループが有する高周波加熱装置のシステム管理設備の試験立案検討・プログラム検討・高周波制御回路検討を行う。

- ① 試験手順の立案検討及び作業手順書の作成
- ② 試験および高周波制御回路とプログラムの作成・検討・機器組立・回路製作作業
- ③ 試験用計測機器（真空計、高周波測定、温度計測等）・高周波制御回路の据付作業
- ④ 作業工程管理
- ⑤ 試験装置の不具合発生時、復旧に向けた作業に従事すること。

(4) その他付随的業務

上記（1）から（3）に関連する業務で、派遣労働者の業務場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

4. 必要な要件

- (1) 80 キロボルト以上の高電圧を利用するメガワット級出力の核融合研究用高周波加熱装置及びそのシステム管理設備の試験・開発業務に 3 年以上従事した経験を有すること。
- (2) 第一級特殊無線技士（又は特殊無線技士）の資格を有すること。
- (3) 高圧電気工事技術者の資格を有すること。さらに、高圧若しくは特別高圧電気取扱業務に係る特別教育を受講済みであること。
- (4) LabVIEW FPGA コース及び Real-Time コース講習を受講済みであること。

- (5) Ethernet 通信などの制御通信に関する知識、および知見を有すること。
- (6) 保護継電器試験講習（過電流継電器、地絡継電器）を受講済みであること。
- (7) 放射線業務従事者登録済みであり、放射線管理区域内作業に 3 年以上従事した経験を有すること。
- (8) 業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト（MS-Word、MS-Excel）を用いて文書を作成することが可能なこと。
- (9) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
I T E R プロジェクト部 R F 加熱開発グループ
住所：茨城県那珂市向山 801 番地 1
電話：029-210-2729

ただし、QST が認める場合は必要に応じて派遣労働者の自宅等

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所
I T E R プロジェクト部 R F 加熱開発グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所
I T E R プロジェクト部 R F 加熱開発グループリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は、別途精算払いを行う。

1 1 . 就業時間及び休憩時間

- (1)就業時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 (休憩時間 6 0 分を含む。)
- (2)休憩時間 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

ただし、業務の状況に応じて時差出勤を命ずる場合があるため、派遣元の就業規則において以下の時間帯での時差出勤が可能であること。

- i) 8 : 00 ~ 16 : 30 (うち 12:00 ~ 13:00 は休憩時間とする)
- ii) 14 : 00 ~ 22 : 30 (うち 18:00 ~ 19:00 は休憩時間とする)

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

1 2 . 派遣先責任者

那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

1 3 . 人員 1 名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

1 4 . 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 6 0 歳以上の者に限定するか否かの別 :

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60歳以上の者いずれにも限定しない」

1 5 . 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

1 6 . 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち (1) ~ (4) については「指揮命令者」及び

「派遣先責任者」（人事担当課）へ各 1 部、(5) については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨（60 歳以上の場合はその旨）、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

1 7 . 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 8 . その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを QST と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するためには必要な教育（就業後 QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上